

これまで見てきたように、意匠の特徴は、その形態に「物品としての機能から決まる形」「機能的形態」が含まれていることです。これに対して、美術の著作物とは、あくまで「装飾的形態」です。これら3要素を持った美術工芸品なども美術の著作物となりますが、Season-6の最終回は、一体どの点で意匠と異なるのかについて考えてみたいと思います。



ながわ

最後まで頑張ろう!

な) Season-6の最後に、意匠と美術の著作物のボーダーラインを考えてみるよ。

ち) 意匠と美術の著作物の違いは分かったけど、どちらにも含まれそうな微妙なモノはたくさんあるよね。

な) 意匠は「物品としての機能から決まる形」「機能的形態」「装飾的形態」から構成されていることが分かったでしょ？ これらを使って、両者間の微妙な問題について考えよう。

ち) そんな方法で説明できるカナ～？

今回は、図がたくさん出てくるよ。



チョッキー

## 1. 「美術工芸品」は美術の著作物である

本稿は許可なく複製し、公衆伝達をしていたらダメです。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

な) チョッキーは、「美術工芸品は美術の著作物」であるという著作権法上の規定があることは知っているよね？

ち) えーと……。あ、これだ！ 2条2項だね。

**条文** 著作権法2条(定義)  
2項 この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。

な) うん。では、美術工芸品ってどんなモノを指すか分かるかな？

ち) アレレ？ 美術工芸品の定義規定は、著作権法にないんだね……。うーん、つぼとか絵皿とか、根付け<sup>\*1</sup>みたいなモノかな？

な) そうだね。「実用品の形をした美術品<sup>\*2</sup>」ということになるね。

ち) 実用品ってことは、「意匠」でもあるんだよね？ ということは、「意匠」と「美術の著作物」の保護範囲はオーバーラップするということ？

な) そう。これを「美術工芸品は、意匠法と著作権法の<sup>ちようじょう</sup>重畳保護を受ける」というよ。

ち) でも、「実用品の形をした美術品」なんて、「実用品に応用された美術」と定義した「応用美術」と同じだよ。この定義だとすべての意匠が美術の著作物になるよね!?

な) そこは注意が必要。意匠はあくまで「美術を施した実用品」で、美術工芸品は「実用品の姿を借りた美術品」なんだ。つまり「美術品＝鑑賞するもの」がキーワード。

ち) 床の間に飾るつぼや絵皿は、料理に使わないから実質鑑賞品だし、根付けの機能は持ち主の識別だけけど、それも認識が根っこだから鑑賞品だね。

※1) 財布、たばこ入れ、印籠、小型の革製かばん等をひもで帯からつるし、持ち歩く際に用いた留め具のこと。現在でもアクセサリとして使われる。

※2) 「美術工芸品の定義は著作権法にはないが、実用に供される一品製作の壺や茶碗などであって、実用性と鑑賞性を併せ持つものということができる」(高林龍『標準著作権法』、有斐閣、p.42より)

な)美術工芸品は「物品としての機能から決まる形」「機能的形態」があるようだけど、鑑賞品として考えると、実はこれらは存在しないってことだね。図で表すとこんな具合。



な)見えていても実際には存在しないなんて、ガッツ星人に捕らわれたウルトラセブン<sup>※3</sup>みたいでしょ？

ち)……センス、そのたとえ、読者の3%ぐらいしか分からないと思うよ(汗)。

## 2. 「美術工芸品」でなくても著作物となる意匠

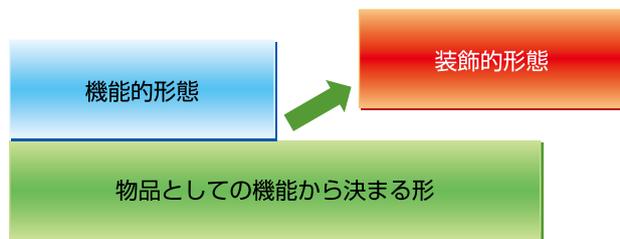
な)チョッキーは、背中に大きな絵が描かれたTシャツは著作物だと思う？

ち)それは絵次第だけど、絵が著作物ならそういうTシャツも美術の著作物なんじゃないかなあ？ そういえば、これは判決例があったような……。

な)「アメリカTシャツ事件<sup>※4</sup>」だね。被服であっても著作物性を肯定しているんだ。ポイントは、美術工芸品でなくても、美術に該当する意匠は存在するということ。

ち)なるほど～！ でも、このTシャツが著作物になる理由は、さっき説明してくれた美術工芸品が著作物になる理由とは、ちょっと違う気がするんだけど。

な)Tシャツは「実用品の姿を借りた美術品」とはいえないしね。一番シックリくる説明は、上記事件の判決文でも指摘しているように、絵がTシャツに対して分離独立性があるということなんだと思う。つまり、図で表すとこんな感じ。



ち)背中部分だけを切り取って額に入れたら、タペストリーとして美術の著作物になるもんね。確かに分離独立性があるなあ……。

な)いやいや、そういう物理的な意味の分離じゃないけどね(苦笑)。他に、意匠で美術の著作物になる例を思いつくかな？

ち)うーん……。置き物なんてどう？ 確か、「置き物の博多人形が著作物である」と判決を下した裁判があったよね。

な)そう！ まさに置き物は「意匠」だけど、「美術の著作物」と認められやすい物品だろうね。チョッキーが指摘してくれたのは「博多人形事件<sup>※5</sup>」だね。次のページで図示するよ。

※3)『ウルトラセブン』第40話「セブン暗殺計画(後編)」で、地球防衛軍は空中の十字架に掛けられたウルトラセブンを救うため、エネルギー源となるマグネリウム光線を発射するが、空中のウルトラセブンには実体がなかった。

※4)「アメリカTシャツ事件」  
東京地判 S56.4.20 昭和51(ワ)10039



↑Tシャツに書かれていた絵(最高裁HP)「本件の場合、実用品(ティーシャツ)に利用するという制作意図の有無の点は除外して本件原画自体の「美術性」すなわち「著作物性」を追及していけば、本件原画は着物やネクタイの図柄とは異なり、一つの完結した美術作品であり、十分『美術性』を備えていることは疑いの余地がない(商品と切り離して本件原画のみを見た場合、本件原画が美術の著作物であることを疑う人はいないといっても過言ではない。)」と判示している。

※5)「博多人形事件」  
長崎地裁・佐世保支部決定S48.2.7  
昭和47(ヨ)53



↑博多人形「赤とんぼ」(最高裁HP)「美術的作品が、量産されて産業上利用されることを目的として製作され、現に量産されたということのみを理由としてその著作物性を否定すべきいわれはない」と判断している。

なお、同仮処分事件の決定では、博多人形を「美術工芸品」と判断していますが(置物を実用品と考えているためか)、この種の人形は、筆者は単に「美術品」と考えればいいのではないかと思います。

「装飾的形態」  
以外はペラペラ  
だね〜。



機能的形態

装飾的形態

物品としての機能から決まる形

チ)「物品としての機能から決まる形」と「機能的形態」が、薄っぺらいね。

な)意匠の物品として認められるなかで、置き物は群を抜いて機能的形態による制約がない物品だね。もちろん、地上10mの置き物はあり得ないから(笑)、制約がゼロとはいえないけど、ないに等しいね。

### 3. 機能的に創作された著作物

チ)センサー、逆に質問だけど、アニメや漫画には機能的にデザインされた飛行機やロボットが出てくるでしょ？

※6) アニメ『機動戦士ガンダム』に登場する連邦軍の急造兵器。モビルスーツの数量不足を補うため、作業用ポッドに兵器を装着したという設定。実用品として見ると、宇宙空間で重心にない位置の砲を打てるか？ 推進ノズルの軸芯が本体の中心を通らないで前進できるのか？ ……など、ツッコミどころ満載ですが、筆者は同アニメのファンなので深く考えないようにしています。

な)うん。最近のアニメなどに登場するメカはとても機能的に見えるね。宇宙作業機械を改造した「ボール<sup>※6</sup>」や、少し古いけど、流線型自動車の「マッハ号<sup>※7</sup>」とかね。

チ)そうそう。これまで見てきたように、「機能的形態」は美術の著作物として評価されないんだよね？ そうなると、「ボール」や「マッハ号」は、著作物ではないことになってしまうんじゃない？

※7) アニメ『マッハGOGOGO』に登場するレーシングマシン。実際のレーシングカーと比べて遜色ない外観に見えますが、空気抵抗、重心位置、製作作業のしやすさ、強度など、数々の機能的なシミュレーションから決定される現実のレーシングカーのラインと比較できるものではないでしょう。

な)ハハハ、心配無用。両方とも立派な美術の著作物だよ。

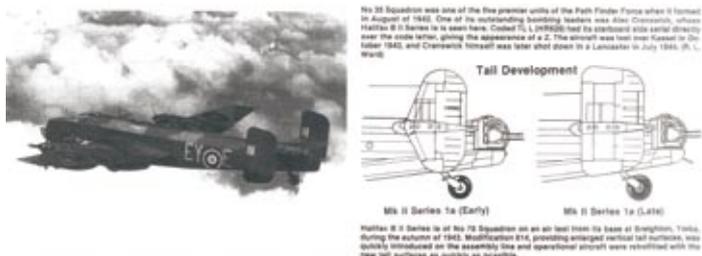
チ)「機能的形態」なのに？ え〜、ナンデ？

な)ズバリ、アニメや漫画レベルの「機能的形態」は、意匠における「機能的形態」のレベルと全く違うからだよ。もっといえば、アニメや漫画のメカは、単に「機能的形態を擬態した装飾的形態」にすぎないんだ。

※8) イギリス空軍が第2次世界大戦で使用した爆撃機で、原型機は1939年に初飛行し、アプロ・ランカスター爆撃機、ショート・スターリン爆撃機とともにイギリス重爆撃機トリオとして活躍した。

チ)ええ〜っ！ 擬態！？

な)そう、全くの別モノ。一例を出そう。この説明図を見て。



"Halifax in action" squadron/signal publications p.29

※9) 「さらに追い打ちをかけるような事故が頻発した。それは機体が裏がえしになって急降下するものであった。長い時間をかけて解明した事故原因は、方向舵の失速で、垂直安定板のテーパーが強すぎたためとわかった。このため垂直安定板に翼端失速のような現象が発生し、乱れた気流は方向舵前縁の隙間を通過して方向舵を大きい舵角に押さえてしまった。ハリファックス原型の垂直安定板はほぼ二等辺三角形で、設計者が気分にかかせて鉛筆を走らせたらしい。このような形にする必然性はない。ところが、この鉛筆が多くのパイロットを殺し、貴重な戦時の時間を空費させた」(佐貫亦男『続々・ヒコーキの心』、光人社NF文庫、p.149～150より)

な)この飛行機は、「ハンドページ・ハリファックス爆撃機<sup>※8</sup>」というんだけど、写真のように生産開始後に垂直尾翼の形状が急きょ改造されたんだ。

チ)垂直尾翼の前縁がV字型から直線に変更されているね。

な)このV字型の垂直尾翼は、その方向舵に当たる気流に影響を与えたため、改善されるまで多くの乗組員が事故で犠牲になったそうだよ<sup>※9</sup>。

チ) うーん。こんなちょっとした形状の違いだけで重大事故が起こるんだね……。

な) 実用品における「機能的形態」は、相当シビアなんだ。じゃあ、次。これを見て。



チ) センセの好きな「ウルトラホーク1号<sup>\*10</sup>」だ！

な) そう。ウルトラホーク1号は、分離するという「機能的形態」を持った飛行機だけど、この分離したα号、大気圏内で飛べると思う？

チ) ゼッタイ無理！ 多くの犠牲者が出そう（笑）。

な) でしょ？ 図で表すところ。



チ) わっ、「機能的擬態をした装飾的形態」が「機能的形態」や「物品としての機能から決まる形」を押しつぶしちゃってる。

な) 架空のメカはこういうパターンが多いんだ。でも、そもそも架空世界の話だから現実に飛べなくても全然問題ないわけだよね。前回、意匠から機能的な要素を取り払うと、美術の著作物になるって話をしたけど、これもそう。

チ) アニメを見るときは、どれだけ矛盾があるか考えながら見てみようっと。

な) そういふのは不健全だよー（苦笑）<sup>\*11</sup>。

※10) 『ウルトラセブン』の地球防衛軍が使用する戦闘機。劇中、空中でα号、β号、γ号に分離・合体する。

※11) アニメや特撮ネタを意匠の俎上に載せるのはそもそも不毛な作業なのですが、今回、意匠と美術の著作物の構造を明確にするために、不本意ながら自分の好きなモノにケチをつけました。アニメ・特撮好きの読者の皆さん、ゴメンナサイ。

次の講義は10月号から！ またお会いしましょう。



Season-7は、**「商品化権とは何か」**を考えてみたいと思います。10月号をお楽しみに！



今月のクイズです。顧客吸引力を有する人物や物には、保護すべき財産的価値が生まれるので、そういった対象には、すべてパブリシティ権が発生する？



※解答は p.66



筆者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士  
〒105-0001  
東京都港区虎ノ門3-7-8  
ランディック第2虎ノ門ビル5階  
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki  
URL : <http://www.ks-df.com/>  
E-mail : [ksdesign55@hotmail.co.jp](mailto:ksdesign55@hotmail.co.jp)